決	常務理事	事務長	係	任 意 継被保険者番	続 : 号	資格取	7得年月日	資格喪生	 夫予定年月	目	標準報酬月額	保険料約	衲付期日	ii H	調定伺
裁						令和		令和				月分	月	日	
						年	8 5	年	В		千円	月分	月	日	
欄						+	Д ⊢	+	Д	Н		月分	月	日	

健康保険任意継続被保険者資格取得申請書

資格喪失時の の 記 号	資格喪失時の の 番 号						别		Ė	年	月	日	
						男	· 女	昭和 • 平成		年		日	
	郵便番号		住所					電	話	番	号		
申請者の住所							自宅: 携帯:						
資格喪失時の			資格取得	年月日 昭・	平年	月	日	資格喪生	夫時の			千円	
事 業 所 名			資格喪失	年月日 令	和年	月	日	標準報酬			十日		
保険料納付方法 (希望の納付方法を○で囲んでください)			月	払い		- 括 払 い (3月分まで)							
給付金等振込	□ マイナポータル等で事前登録した公金受取口座を利用します。(利用する場合は☑ 利用しない場合は下記の欄を記入。) 注)口座情報の反映には登録から数日を要します。												
先指定口座	信用	店	普通預金	口座番号			口座名義	ふりがな					
	Te /t	户	日世识立	日注笛勺			口圧有我						
備考			_					資格確認書 発行要否		□ 発	行が必要	更	

【念書】

任意継続被保険者の保険料については、毎月10日までに納入することが定められている(健康保険法第38条)ことから、 期日までに納入しなかった場合には、翌日をもって資格喪失となることに異議ありません。

また、資格喪失後の受診に係る医療費等の返還請求があった場合は速やかに返納いたします。

署名 令和 年 月

- 注意事項・この申請書は喪失の日より20日以内に提出して下さい。
 - 申請書の太枠内は洩れなく記入して下さい。
 - 資格確認書の発行が必要な場合(※)は「□発行が必要」にチェックを入れてください。※以下に該当する場合に限ります。 マイナンバーカードを取得していない者・マイナンバーカードの返納者・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者・利用登録解除を申請した 者・利用登録解除者・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者
 - ・ 被扶養者がいる場合は、「健康保険被扶養者(異動)届」「被扶養者現況申立書」を添付し、提出して下さい。

 	•••	•••••				
 受付	日	付	印	•••		

「任意継続被保険者資格取得申請書」を提出される皆様へ

任意継続被保険者の資格取得申請については、健康保険の運営基準に基づく下記要領を必読し、内容を十分にご理解いただいたうえで申請していただくようお願い致します。 特に、下記の太字表示(※)の3箇所については、運営基準に沿った扱いが義務付けられており、情状考慮した運用は致しかねる次第です。 ご了解の程、重ねてお願い致します。

任意継続被保険者になるためには

- ・任意継続被保険者になるためには、以下の条件が必要です。
- ① 退職日までに継続して2ヵ月以上被保険者期間があること
- ② 退職日の翌日から20日以内に申請すること

任意継続の加入期間について

- ・任意継続の加入期間は、<u>任意継続被保険者となってから最長2年間</u>です。 ただし、以下の理由に該当する場合は2年を経過する前に、資格を喪失します。
- ① 毎月の保険料を納付期限までに納付しなかったとき
- ② 再就職などにより、他の健康保険、船員保険の被保険者となったとき
- ③ 被保険者の方が亡くなったとき
- ④ 被保険者の方が75歳になったとき(後期高齢者医療制度に加入されたとき)
- ⑤ 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を申し出たとき(任意継続被 保険者資格喪失申出書の提出が必要です)
 - ※申し出が受理された日の属する月の翌月1日に喪失

任意継続の保険料について

- ・任意継続の保険料は、退職時の標準報酬月額によって決定されます。 退職時の標準報酬月額と当健康保険組合の平均標準報酬月額のいずれか低い方の額に保険料率を乗じた額となります。
- ・保険料は、事業主負担がないため 全額自己負担 となります。
- ・任意継続の保険料は下記の理由により変更となる場合があります。
- ① 任意継続加入中に40歳になり介護保険被保険者に該当した場合 (一般保険料の他に介護保険料が必要となります)
- ② 任意継続加入中に65歳になり介護保険被保険者に該当しなくなった場合
- ③ 健康保険料率または介護保険料率が変更された場合
- ④ 当健康保険組合における標準報酬月額の平均額が変更された場合

保険料の納付について

- ・保険料の 納付期限は毎月1日から10日 までです。 ただし、10日が金融機関の休日の場合は翌営業日までです。
- ◎納付について、当方から請求・督促は致しかねますので、期限に遅れないようご自身で管理して下さい。
- ※ 納付期限を過ぎますと自動的に資格が喪失となりますのでご注意ください。
- ・口座引落しは行っておりません。(保険料納付期限と自振システムとがマッチしない為)

保険料の前納制度について

- ・前納にて納付する場合は、納付期間に応じて保険料が割引されます。
- ・資格取得した際に、資格取得月の翌月分から年度末の3月分まで前納することができます。
- ・納付期限までに当組合の指定口座に入金がありませんと「前納」と認められず 「月払い」の扱いとなってしまいます。
- ※ 前納された保険料は、「国民健康保険に加入する」「ご家族の扶養に入る」 の場合には、未経過分の返金はできませんので、前納を選択される場合には 十分ご注意ください。

◆ お問い合わせ先 ◆

〒509-0203 岐阜県可児市下恵土2885番地1 三 岐 しん きん 健 康 保 険 組 合 TEL 0574-61-2650 FAX 0574-61-2652 ホームペーシ http://www.sangishinkinkenpo.jp